

第2回食品添加物の不使用表示
に関するガイドライン検討会

「香料不使用」表示について

2021年5月31日
日本香料工業会

本日のお話

- 日本香料工業会の説明
- 食品香料とは(特徴と使用目的等)
- 「無香料」「香料不使用」「香料無添加」の使われ方
- 日本香料工業会の意見・要望

日本香料工業会とは

日本香料工業会は、香料を製造、販売、輸出入などを行っている企業が会員となり、組織された任意団体です。

設立：昭和45年（1970）1月

会員数：125社（2021年4月1日現在）

目的：香料産業の発展に必要な事業を行い、会員の事業に共通の利益を増進して、香料産業の繁栄に寄与する。香料の有用性・安全性等に関する情報の入手及び普及に努める。

食べ物の香り

- 春夏秋冬

- 桜もち、うなぎ蒲焼、まつたけ、焼き芋、おでん
- いちご、もも、すいか、ぶどう、みかん



食品香料の特徴

- 主に食品として使用されているものから得られたもの、あるいは食品中に存在する成分を使用
 - 食品香料製品は、食品香料を組み合わせ、食品の香りを再現するために使われる。
- 食品の香りは微量の多成分の物質からなる
 - 食品香料製品も多成分で構成され、
もともと含まれていた量を基準にして使用される。
- 現在、食品からは約 7 千の香り成分が見出されている。
 - 例：リンゴから350成分、コーヒーから830成分の報告
- 食品中における個々の香り成分の濃度はppb～ppmレベル。
- 自己規制（使用量に限界）がある
 - 必要以上の使用は嗜好性を著しく損なうため、おのずと使用量に限界がある。

食品香料の使用目的

(1) 新規着香目的

- a) 香りがほとんどない食品素材に付与
 - ・ 透明炭酸飲料、キャンディ、チューインガム
- b) 調理済み食品に調理、加工の香りを付与
 - ・ インスタント焼きそば、電子レンジ食品

(2) 強化補香目的

- a) 香りが若干ある食品素材に付与し嗜好性を高める
 - ・ 低果汁飲料、スナック、マーガリン
- b) 製造工程、流通、保存中の減少、消失、変化を補う
 - ・ 果汁飲料、ジャム、コーヒー飲料

(3) 風味矯正目的

- 食品素材に由来、あるいは製造工程中に発生する好ましくない風味を矯正し、嗜好性を高める
- ・ 栄養ドリンク、豆乳飲料、レトルト食品

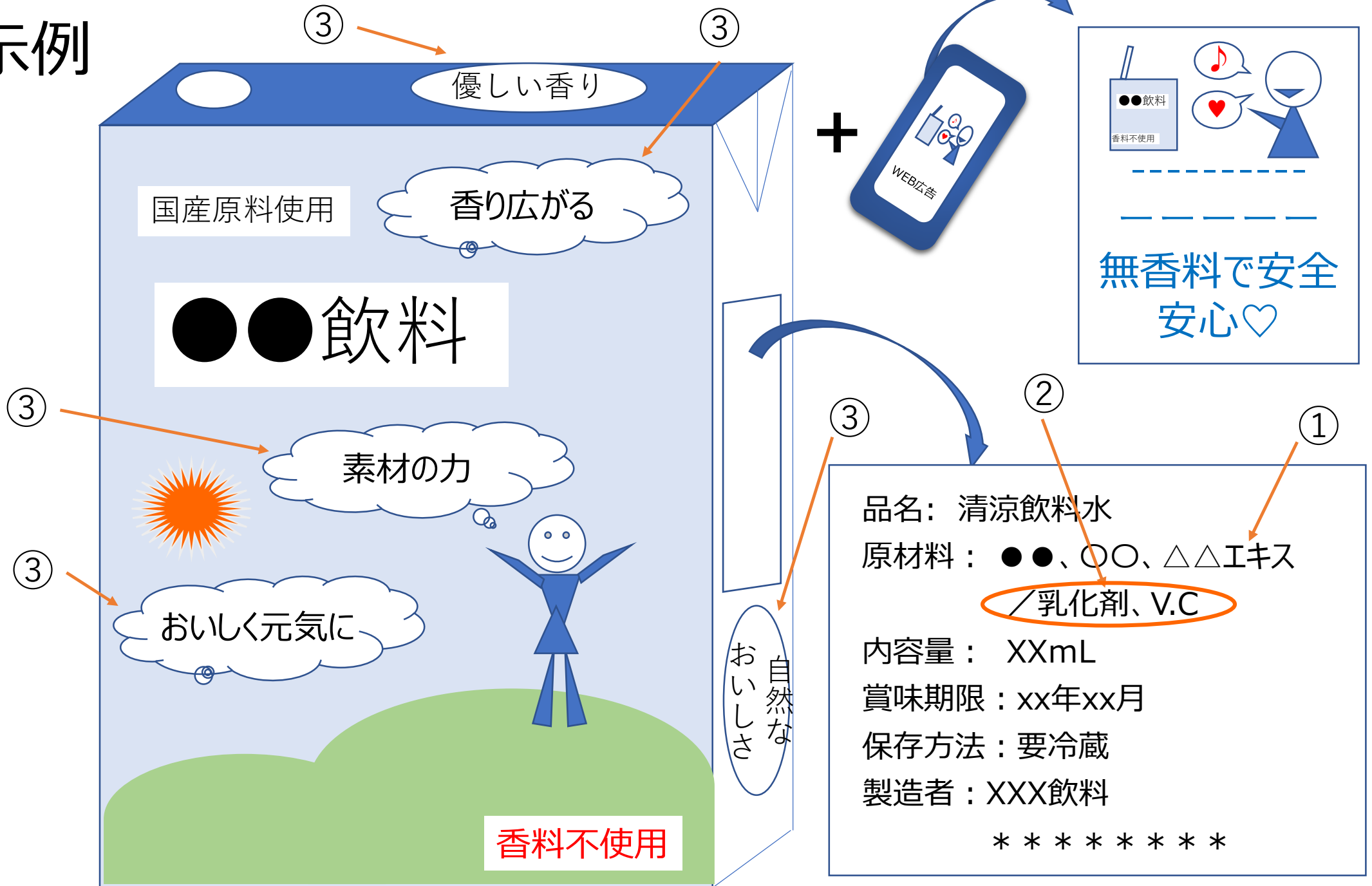
様々な食品に使用され、全体的な“おいしさ”の向上に役立っています

	タイプ	用途
シトラス系	オレンジ、レモン、ライム、グレープフルーツなど柑橘系の香り	清涼飲料、ドリンク剤、スポーツ飲料、キャンディなど
フルーツ系	アップル、バナナ、グレープ、ピーチなどシトラス系以外のフルーツの香り	清涼飲料、ドリンク剤、ビスケット、冷菓、キャンディ、ジャムなど
ミルク系	ミルク、クリーム、バターなど乳製品の香り	冷菓、ビスケット、マーガリンなど
嗜好飲料系	コーヒー、ココア、紅茶、ウーロン茶など嗜好飲料の香り	缶コーヒー、ラクトコーヒー、缶入り紅茶、ウーロン茶など
バニラ系	バニラの香り	アイスクリーム、ビスケット、チョコレート、キャンディなど
ミント系	ペパーミント、スペアミントなどハッカの香り	チューインガム、キャンディ、洋酒など
スパイス系	ペッパー、シナモン、ジンジャー、ナツメグ、クローブなどのスパイスの香り	ハム、ソーセージ、コーラ、ジンジャーエール、キャンディなど
ナッツ系	アーモンド、ピーナッツなどナッツ類の香り	ビスケット、チョコレート、キャンディなど
畜肉、水産系	ビーフ、ポーク、チキンなど肉類、カニ、エビなど水産物の香り	ハンバーグ、カマボコ、インスタント食品、レトルト食品など
調味系	スープ、ソース、醤油、マツタケ、シイタケなどの香り	インスタント食品、レトルト食品など
酒類系	リキュール、カクテルなどの香り	菓子類、清涼飲料、アイスクリームなど

「無香料」「香料不使用」「香料無添加」の使われ方

- ① 本来、香料を使用することのない加工食品や、実質的に同じ香りの成分が含まれている原材料を使用した加工食品に「無香料」等と表記する。
- ② ほかの添加物は使用されている中であえて「香料不使用」と表記する。
- ③ 「無香料」等の文言に「素材の力」「おいしく元気に」「やさしい香り」等の表現を組み合わせたり、近くに記載する。

表示例



広告による強調

日本香料工業会の意見・要望

A)「無香料」「香料不使用」「香料無添加」といった表示はやめていただきたい。

- 「無香料」「香料不使用」「香料無添加」の表示を行われた製品は、香料を使用した製品より優れているという誤認を招く。このような表示により誤った選択基準がすりこまれ、選択肢が狭められてしまうことは、消費者にとっての不利益に繋がる。
- このような表示は、法的に使用が認められた食品添加物である香料に対する風評被害にもなりかねない。
- 香料が使われているかどうかは、原材料表示欄を見ることで確認できる。

B)食品表示全般の正しい理解のための啓発活動も重要と考えます。

C)食品表示Q&A の(加工－90)の見直しに賛成いたします。

ご清聴
ありがとうございました。